

第3回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成14年6月21日（金） 午後1時30分～3時30分

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，青山行彦委員，石田美枝子委員，北野佳世子委員，佐藤邦子委員，鈴木佳子委員，長澤弘子委員

欠席者：中野勘次郎委員，鷺巣弘子委員

傍聴者：1名

報道関係：なし

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，幸田，田中

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 会議録の承認について
 - (2) (仮称) 浜松市市民協働推進条例の検討について
- 3 その他
- 4 閉会

会議の概要

- 1 前回会議録の承認
- 2 市民協働推進条例の目玉となる内容（主に窓口の設置について）について検討

配布資料

条例における目玉と考えられる内容（案）
市民協働推進条例基本施策案（伊藤委員長，青山委員）
附属機関等の設置及び運営の改善についての基本方針について

1 開会

鈴木企画部次長兼行政経営課長

只今から第3回浜松市市民協働推進条例検討会議を開会してまいりたいと思います。議事の進行は伊藤委員長さんをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

2 議事

(1) 会議録の承認について

伊藤委員長

暑いところ、第3回市民協働推進条例検討会議にお集まりいただきましてありがとうございます。いよいよ公聴会と言いますか、タウンミーティングも3週間ぐらい先になってまいりました。まだ骨子の目途も立っていないという状況でやや焦っているところですが、条例ありきでやっているわけではなくて、本当に市民活動が推進していく、そして市民と協働によるまちづくりが多くの市民にとってプラスになるような政策ができること、それがあって初めて条例制定ということが大前提となって動いておりますので、骨子案をつくるというよりは、むしろ条例のコンテンツ、メインになる施策は何かということを中心として議論していこうとしています。今回は黒板にキーワードを書いて議論を進めてまいりました。それでは形式ですが、前回の第2回会議議事録のご承認ということをまずさせていただきたいと思います。お手元にいって既に修正等していただいていると思います。ご承認いただけますでしょうか。

委員

異議なし

伊藤委員長

それでは承認されたと理解したいと思います。どうもありがとうございました。

(2) 条例の検討について

伊藤委員長

それではいよいよ本題に入っていきたいと思います。先ほど先走って言ってしまいましたが、前回黒板等にかいたものについて、この間

に2回ワーキングを開催してまいりました。一応後でご報告いたしますが、今メモになっているのが2つぐらい、それからメモにはなっていませんが他に1～2こういった方向がメインコンテンツになるのではないだろうか、これだったら市民活動の活性化、あるいは市民と行政の協働によるまちづくりというものについて意味のある施策ができるのではないだろうかというものが、輪郭ですが見えつつあるという状況です。これを今日、ご紹介するかたちでワーキングに参加されていない委員の方からもご意見をいただいて次のステップに移っていきたいと思います。ということで、まず順序としまして、前回黒板に書いたものを軸にどういった検討を行ったかということですが、お手元に条例における目玉と考えられる内容（案）があると思います。簡単に事務局の方で流れだけご説明いただいて、私の方でその後少し補足をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

渡瀬市民協働グループ長

条例における目玉と考えられる内容（案）の説明

伊藤委員長

どうもありがとうございます。この辺を前提にしながらワーキングの中で議論を進めてまいりました。そのプロセスを簡単にご報告させていただきたいと思います。そしてまた、ワーキングの方で補足があればお願いしたいと思います。大きくこの5つの方向の中で、それぞれ目玉にすることが可能であり、あるいは情報公開とか評価というものは、他の施策であっても必ず必要になってくるものです。そういった両方の性格を持つものがかなり入っているのではないかとということがございます。今議論として整理されてきている中で、前回の検討会議でも取り上げられましたけれど、大きな市民からの声として出てきていますのが、「アドボカシー」と言いますか、政策提言の要素です。

ただ、政策提言に関して言いますと、横須賀市と大和市のように、それを目玉にしているわけではなくて、実際にその活動団体の登録、あるいはそれをチェックしていくための審議会、協議会といった問題、あるいは市によっては基金という問題のなかで、大前提として市民からの声をきちんと構想の段階から把握していくということが謳われています。必ずしもこれがメインの施策ではないかたちのものが多いわけですが、他方で石狩市のように、これは協働推進条例と言えるかどうか分かりませんが、市民の声を生かす条例というかたちで、そこに

焦点を当てて絞り込んだ条例もあるわけです。今回浜松においてはどのように捉えていくかということですが、情報公開の制度だけをつくっていくということに関しましては、浜松市にも今のところまだ不十分だという声もありますが、情報公開に関する制度ができています。また、聞くところによりますと、その不十分という声に答えて内部で、例えば審議会に関してガイドラインをつくり、男女比あるいは様々な市民が参加できるような基準をつくっていく、あるいは公募をすることを規定していくことが検討されています。

パブリックコメントについても今、そういった要綱等をつくるという方向で動いているということを知っています。そういったかたちで、情報公開あるいは政策提言そのものをそのまま条例にしていくのは少し距離があるかなということもある中で、議論の中で出てまいりましたのが、一種の窓口です。市民から協働提案をしていく時に、どこに持っていったら良いのか、あるいはどのような手続きの基にそれを進めていったら良いのかということについてはなかなかわかりにくいということがあります。逆に言うとそういうことを知っているごく一部の団体がそのルートを通じて上手く活用することはあっても、参入機会として多くの団体に均等にそういう機会が与えられているわけではないということになります。従って広い意味での参入機会の均等ということも含めて市民協働を推進していくための窓口となったり、行政内部でそのような啓発を図り、他のセクション等においてもそういう市民協働に向けて動いていく、あるいは市民協働が始まった場合にそれをモニターしていくようなかたちの、市役所内の1セクションになっていくことが必要ではないだろうか、そのようなことがこのアドボカシーから発生するかたちで1つの案として出ています。市民協働を推進していくための、入り口の部分というものをまず今回の条例できちんと固めていこうじゃないか、当然それは評価も伴ってくるものだと思いますが、こういうことが第1案として浮上しています。

今のは参入機会と政策提言が合体したかたちでできたものだと思いますが、2番目に出てきますのは、基金の設置と参入機会との兼ね合いから出てきた案として、この杉並の方式等が1つおもしろいものではないかと評価されています。少し補足いたしますと、日本の寄付税制は非常に厳しい状況がありまして、かなり歴史のある活動をしていた公益法人であっても大蔵省が特定公益増進法人として認定しない限りは、個人の寄付は全く控除の対象になりませんし、企業の寄付に関しましても、一般の損金参入枠という非常に小さな範囲でしか優遇さ

れていないという仕組みになっています。NPOに関しましては、最近少し違ったかたちの制度ができてきますが、まだまだ非常に厳しくて事業を行っているNPOにはそういうチャンスがほとんどないという状況です。杉並区では一定の基準を満たす市民活動団体に対して市民が寄付をしやすいするための仕組みとして基金をつくりました。従ってその基金は、一応行政がつくるかたちを取らないと寄付税制の問題がクリアできませんので、一応公共機関が自治法に基づいて基金を設置して、そこに市民が指定寄付をするわけです。しかし、基金に寄付をするというよりは、特定の市民活動団体に対してそこをスルーさせて寄付をする、しかし形式的には区に対して寄付したかたちになりますので個人寄付であっても所得控除の対象になるというかたちで優遇されるような仕組みです。これは区が補助金を使って市民活動団体を援助するのではなくて、市民社会の中でお互いに相互支援をしていく時に、この仕組みを通して、寄付をする人たちに対し一定の優遇措置を与えるかたちで市民社会の中で寄付が広がっていくような仕組みをつくったものです。このような仕組みは、浜松でも見習うところがあるのではないかということから、これを軸に私が提案しているのですが、少し欲張って神奈川県がやっている協働事業負担金の仕組みとくっつけたような案を第2案として今まとめています。

それから、書類としてはまとまっていますが、5番目の市民活動団体に対する施設支援についても、何らかのかたちで市民活動団体がそんなに束縛がなく、長期に渡って、あるいは場合によっては事務所がわりにすることができるような仕組みが出ています。例えばまちづくりセンターにしましても、パレットにしましても、原則としては公の施設です。従って貸館的機能を登録会員が使っていかたちになってきますが、実際に地域で様々な運動を進めている市民活動団体にとってみますと、もう少し長期的にそういう場所を使用したり、事務所や作業場として利用したり、あるいはそこで集会等を行った時に入場料を取ったりといったことができる場所を確保していけることが必要です。そのためには、むしろ行政がそういう公の施設を全て用意するのではなくて、地域社会にある様々な遊んでいる施設などを安く、場合によっては無料で利用できるようになると非常に活性化するのではないかと思います。

岡山市の条例はそういったことを想定した上で、一定の基準に達した市民活動団体に対して土地・不動産を無料もしくは減額して貸し付けることができるというものを1つの支援の柱にしているわけです。

これもある面では行政が家賃の一部負担をする部分はあるかもしれませんが、比較的少ないお金で市民活動団体の活動拠点を確保するための仕組みです。これをどういうかたちでつくっていくかということについては細かい詰めがありませんが、その辺を軸にしたものも1つあるかもしれません。これは、今のところまとまっていないので、第3案まで至っていない案のような状況です。

その他にも第三者機関の設置について、案1の窓口がそのような機能を持つような仕組みをつくることによって、かなり強化できるのではないだろうかということもあります。基金については、協議会、評議会というものをつくってきちんと審査をしなければならない、あるいは施設の貸与にしても、審査していく機能が必要になってきますので、評価の問題はどの案にも入ってきます。最初の案の窓口になる機関がこういった制度も仕組みも併せ持つことによってより強力にできるといったかたちです。

それぞれ少し抜け落ちたものもあるのではないかと思います。こういった形で案がつくられつつある状況です。補足がありましたらお願いしたいと思います。

山中副委員長

この前のワーキングは欠席でした。どちらかと言うと、ワーキング以外のメンバーのような顔をして聞かせていただいていたのですが、5番目の施設支援というところで、ここに書いてあるようなコメントを宿題として提出させていただきました。既存の施設の活用といったような意見を述べさせていただきました。

鈴木委員

私も只今のご説明を確認したということで、それ以外のことにつきましては特にございません。

長澤委員

窓口・セクションということに関しまして、結局1番の政策提言から最後の評価・検証まで議論したのですが、どれを切っても窓口、どこを切っても金太郎じゃないのですが、窓口というところに何となく落ちたというような流れはありました。私が提案した1番目のアドボカシーという点ですが、委員長がおっしゃったように、それだけを書いていくととても難しいというか、情報公開といったことと本当に重なってしまうので、わざわざつくるべきものではないというか、すご

く難しいなと思いました。そういう機能も併せ持つ窓口があれば良いのかなと私は思いました。

青山委員

前回のワーキングに関しては、僕は第三者機関についての骨子をまとめてレポートしたのですが、長澤委員がおっしゃったようにいろいろなテーマで議論した結果、一番現実的に市民活動推進条例に盛り込むべきことは何かというと、概念論というよりは、行政の窓口機能をしっかり明確に打ち出して、横断的に機能できるような仕組づくりではないかという方向で話が落ち着いたというような経過だと思います。もちろん基金などを上手く条例に盛り込めばそれに越したことはないのですが、優先順位としては窓口機能に焦点を絞って議論したら良いのではないかという流れです。

伊藤委員長

今日はワーキングに参加されていなかった方も含めて、今の方向で良いかを議論していきたいと思います。ワーキングの中でも十分に決着していないところに、例えば完全に1つの目玉企画に絞って条例をつくるのか、あるいは複数のことを上げていくのかということがあります。1つに絞ると言いましても、目的や理念、定義等の中で、例えば指針で掲げているような自主性・対等性などがきちんとうたわれたり、あるいは前文でうたわれたりすべきではないかと思います。

具体的な施策を市によっては3つ4つ盛り込んでいます。可能であれば、複数盛り込んでいった方が幅広い視野になっていくと思いますが、しかし一方で、もったきちんとある部分に絞って、第一次出発点としてやった方が良いのではないかという意見があります。

従って、この辺を含めて議論していただきたいと思います。佐藤さんは前回欠席されていますので、もしかするとこれが落ちているというご指摘もあるのではないかと思いますので伺いたいと思います。

佐藤委員

今日は遅くなりまして失礼いたしました。ワーキングもずっと参加できなくて、こちらの推進会議の方も前回もお休みして本当に申し訳ありませんでした。今、行政経営課から送っていただいた、いろいろな資料を基に頭の中を整理している状態です。後ほどいろいろ意見を出していきたいと思います。

伊藤委員長

北野さん，石田さん，どうでしょうか。

石田委員

窓口を切り口にするというのは，ああそうだなという気がしました。浜松市のいろいろな計画を見ていくと，本当に網羅されていますが，私もやはり1つ焦点を絞っていった方が良いと思いました。いつも水島委員や北野委員がおっしゃっているような，今から参加したいという方にも有益な仕組みをつくって欲しいということにも非常に合致しているような気がするので，切り口が窓口ということは非常に良いところに目を付けられたなと思って聞かせていただきました。

北野委員

私も窓口のことをやはり考えていたといいますか，今回初めて事業委託をすることになった時に，わからないことが出てきて，自分たちでやってはいたのですが，やはりちょっと聞けるような相談窓口があると助かるというのが非常に現実感としてありました。本当に何回か活動されている方は，ある程度ノウハウがあると思うのです。でも本当にやったことのない方がこれからやろうとした時に，そういった窓口があれば良いなと思います。ただそれが1本になって，かなり膨大になってしまうのか，窓口の何をどういう内容で窓口にするかということが，これから考えなくてはいけないと思います。何でもかんでもそこに言えば良いというものでもないのではないかとも思います。

伊藤委員長

特に窓口と言ってもどのように設置し，どういう機能を果たしていくかというのは非常に重要な問題であると思います。もう少し他の切り口も議論した上で，これはメインの案でもう少し詰めていきたいと思っています。青山委員からもう少し具体的な提案が出されておりますので，後でやりたいと思います。

その前にお金の問題や，場所の問題もやはり非常に重要だということです。ただしお金について行政からの補助金等に依存していくのは極めて危険ですが，しかし，お金の問題が解決したわけでは全然ないということで，杉並方式などが今，一応検討の材料には取り上げられています。少し窓口以外の問題についてもこの辺は重要ではないかというご指摘がありましたら，こちらにも話題を振って，もう少しその辺は幅広くやってみたいと思います。施設の問題，あるいは抜け落ちているかもしれない他の支援策や，協働を推進するにあたっての基盤

整備に関わるような問題もまだまだないわけではないと思いますので、その辺を押さえた上で、一番焦点になっている窓口の方に議論を絞り込んでいきたいと思いますがどうでしょうか。

山中副委員長

質問ですが、まちづくりセンターにしても西部パレットにしても人はいらっしゃいます。あのようなものが窓口と考えるのですか。

伊藤委員長

そうです。

山中副委員長

響けば答えてくれるような人材がもう少しいたらいつも思っているのですが。

伊藤委員長

そのことについても後で議論していきたいと思います。

ただ施設に関して言うと、山中副委員長からご指摘が最初にあったのは、パレットやまちづくりセンターとは違って、もっと身近な場所に利用勝手が良いものをつくらなくては駄目だというお考えだったと思うのです。その辺はすごく重要なのですが、今回大きな柱としてやるかやらないかということをもう少し考えておきたいと思います。

山中副委員長

それに加えて、建物があっても窓口の人材がいないと駄目だということをお前強調して書かせていただいたと思います。よろしく願いします。

佐藤委員

参入機会の設定について質問です。例えば横須賀市、箕面市で登録制を取っていますが、こういうものを条例に盛り込んだ時に、登録を経ないと例えば委託事業が受けられないとか、協働ができないという規制が入るのでしょうか。それとも、他の市の表現では、何々するように努めるということで、その努力をするのだというような表現になっているのですが、こういった登録制が設けられても、登録を経なくても参入できるのかどうか、その辺を知りたいのですが。

伊藤委員長

事務局に確認したいのですが、私の理解では、一定の参入機会とい

うチャンスをつくるにあたって、市独自の市民活動団体の定義が必要になってきて、定義に見合う団体で、事前に登録をしてもらうということを一応約束事として定めるのがベースになっています。従って多分、登録していない団体に対して事業委託等をするということはないというかたちになっているはずだと思います。それでよろしいですか。

杉山企画部副参事

市の約束事といたしまして、浜松市契約規則という規則がございます。その中で、一般企業の参入については参加資格、つまりここで言っているところの登録に相当する制度がございます。それから一連のこの会議で、市民活動団体と行政が協働していく中で、その透明性の確保について議論してまいりましたが、そうすると委託であろうと補助金であろうと、お金に関わるものについての透明性が非常に大事だということがございます。そういった観点から、誰でも参入できるとは言いながらも、責任といった観点からもやはり登録というかたちの中ではっきりしていくということも必要かと思えます。ですから浜松市契約規則という制度的な面と、別の意味においてもそういうことが必要ではないかと事務局では考えております。

佐藤委員

北野さんをはじめ、私も含めて何人かの方も、特に法人格を持っている、持っていないに関わらず、すべての市民に対して平等に機会があるべきだというのは指針を作成している時から合意していることです。これは是非条例に生かしていただきたいと思うのです。同時に市民協働が今、本当に大きくなつた中で、市民もすごく関心があつて、何か機会があれば入っていきたい、でも残念ながらこれから市民はその協働できる力をつけていかななくてはいけないのです。私が知っている例で言うならば、直接市の方からではないかもしれないのですが、市のお金で一般市民に呼びかけがあつて、団体としては存在しないのですが、市がそういったボランティアグループをつくってしまったようなかたちで協働事業をやっているものが幾つか目立ちます。その時に、それを受けた市民がそれなりの力を持っていれば良いのです。そして市民団体とは一体何だということもちゃんとわかっていれば良いのです。そうではなく関わってしまった人たちが本当に情熱だけで、結局燃え尽きてしまって何が何だかわからない、結局混乱を起こしてしまう状況が幾つか見られます。登録制というものができて必ずそこを通してでないとう仕事がいけないということであればすごく安

心だとは思いますが、果たしてそれがどこまで実効性があるのかということに疑問を持ったところです。

伊藤委員長

この問題に関連してご意見があればお願いしたいと思います。

青山委員

今の質問が出る前に少し言おうかなと思っていたのですが、ワーキングの議論の中で僕は、先ほど申し上げたように第三者評価機関のような独立性のある委員会のようなもののモニター機能が大事だよということでレポートを出しました。今おっしゃられたことは正にその辺のバランス取りがすごく重要なことだと思います。実は昨日、うちの理事会でこの件を中間報告した時、理事からも同じような質問を受けたのですが、いわゆる行政とタイアップして50：50とまでは言わないけれども、ある程度独立性を持ったり組織性を持ったりして運営するような協働事業に関しては、想定されるのはある程度組織化された団体ということで、NPO法人を想定するとしたら、今おっしゃったようなことだと思います。但し、草の根のまだ少ない人数でのボランティアなセクターに対して、この規制があるために参入機会を阻むようであってはいけないと思うので、そこにはやはりファシリテート機能のようなもの、つまり良い意見なのだけれど実現性が難しいところを温めたり、他の団体とコンソシアムをしたりして実現していくというような機能が窓口機能には必要だと思います。

もう一方で、今おっしゃったように市民活動団体を行政主導型で形成してしまって、実際に参加した人はすごくがっかりしてしまったというようなことがないようにするためには、市の窓口を設けるとともに、「実際は失敗だよ」といえるような第三者機能を持たせてバランスを取っていくことが必要です。何回かの議論で出たのですが、行政が仕掛けて市民を巻き込んだ活動に関しては、何をやっても成功したというのではおかしいから、やはりそこには何らかの辛口の意見が言えるような評価機構があって初めて両方のバランスが取れるのではないかなと思います。第三者機構の設置と行政の窓口設置というのは、両方あって初めて機能するのかなと思いますが、ワーキングの議論の中では、まずは窓口というものを先に置いた方が優先順位としては良いだろうということです。しかし必要条件としては必ず行政主導型にならないように第三者評価機構というのがあって初めて安心が担保されるのではないかといった議論です。

伊藤委員長

私の方からも補足と言いますか、実は今日の午前中から事務局と議論していたのですが、例えば実際に条例化していくにあたって、市民公益活動団体とか市民活動団体の定義のようなものが入ってきます。そこで公益性をどれほど強く強調するかという問題なども全部絡んでくるわけです。指針の時にも市民活動団体というものを非常に広いかたちで捉えるか、あるいは狭い意味の協働のパートナーとして限定して捉えるかということも常に議論的になったわけです。

私自身は原則としては、例えば市民活動団体に対して非常に有利な条件を付与して、例えば極端な場合は補助金が出る、助成金が出る、あるいは事業委託等々などに関してもそのチャンスというものが一定程度有利性をもたらす、こういったかたちになってきますと、市が一応協働相手として認める団体に対してはどうしても狭い認定をせざるをえない部分があります。例えばアメリカにおいても、NPO法人というのはすごくたくさんあるわけですが、その中で公共奉仕団体は3分の2ぐらいで、一応限定されています。このように、言わば広い意味でのNPO団体と、税制上優遇措置を与えられる団体に関しては若干の差が設けられているわけです。

そういう意味で、もし施策の柱になるものが何らかのかたちで当該団体に対して便益を与えようとした場合には、一応条件を少し狭めたり、あるいは評価を厳しくしたり、どちらかのかたちでチェックをしていかないとまずいだろうと思っています。但し、例えば今想定している窓口などのように、たいして便益が及ぶものではない、様々な人たちが幅広く提案を持って行ったりしていくようなかたちの場合でしたら、それほど細かい厳しいチェックをしなくても良いのではないかと思います。

従って、例えば参入機会で取り上げられている横須賀市や箕面市は、事業委託に関してかなり明確に打ち出した条例になっていますので、参入機会の中で、事前登録のようなものについてかなり強く出しています。他の市においても事業委託が大きな柱になってつくられているところは、そのようになっていると思いますが、これは書き方を非常に慎重にしないとイケません。それ以外の団体が市民活動団体ではないというかたちになってきますと、草の根のボランティア団体等から見ると、これはとんでもない話だとか、あるいは必ずしも公益目的のためにやっているわけではないという団体がたくさんあり、そういうものを排除してしまうということにもなりますので、この辺はかなり

慎重に考えた方が良いのではないかと思います。実はもう一方の基金の第2案は、その問題がずっとあって、僕自身が提案をしていますが引っ込めようという気持ちと半々になったような案なのです。

青山委員

評価の部分で、昨日うちの副理事長からのコメントと情報ですが、県レベルで言いますと、自治体からの事業委託に対して従来型の公共工事受託のようなものでNPO版のような動きが結構起きていて、県側でも何か実態と違ったりしてあやしいような部分の案件が浮かび上がってきているようです。静岡県以外でもそういった事例というのは結構あるようなので、そうした時にやはり透明性を確保するという手段の中に特定非営利活動法人になっている所に関しては資産公開、情報公開はきちんと一応制度論的になされています。先ほど言ったような、緩やかなかたちでのボランティアセクターと特定非営利活動団体では縛りが違いますので、協働するにあたってのいろいろな条件を考えるにあたっては、そういう仕組みを上手く使い分けていくことが必要になってくることなのかなという意見を昨日聞きましたので補足させていただきます。

北野委員

この間、鈴木委員がおっしゃった、それまでは市民活動というのが重点的になっていたのが、急に今度は市民協働となってしまうと、やはりNPO法人などの人を対象にして、草の根の人たちは置き去りにされるのかなといつも思っていたのです。しかし、今のお2人のお話を聞いて、同等には当然扱わなくても良いと思いますが、やはり草の根の人たちにも窓口があれば、その人たちもどんどん成長していくのではないかなと思いますので、やはり排除しない程度にそういったかたちでやっていけば良いのかなと思います。先ほどの施設等を一定の基準があれば借りられるということも同じような考えでやっていけば良いのでしょうか。

伊藤委員長

施設に関して言うと、まちづくりセンターやパレットのような施設は排除の論理はないと思います。どの団体でも責任者の名前ぐらいは明記してほしいと思いますが、公益性といったことは関係なしに利用できるのではないかと思います。ただ、例えば市が空き店舗を借り上げて、そして家賃の差額を一部負担して貸し出すことなどは、税金の

使用が入ってきますから、どの団体でもというわけには多分いきませんと思います。やはり一定の基準が必要になってくるでしょうし、あるいは評価の場合もきちんと説明責任を果たせるような仕組みを強制しないと不正な行為が起こる可能性があると思います。公の施設として誰もが利用できる場合にはそんなややこしいことはする必要がないという、状況に応じての問題ではないかと思っています。

それからもう一つ、今朝の事務局との議論の中で確認が取れていることを報告させていただきますと、基本的に市民と行政の協働でまちづくりというコンセプトがあります。基本計画等々にも書かれていて指針づくりの時に全て出発点になったものがあるわけですが、これをこの条例一本で全て賄うということは絶対に不可能なわけです。指針にしても全て賄うのは無理ですし、行政がこれから先にあって念頭に置いてほしいガイドラインというかたちで指針がつくられています。指針の場合には、それなりの幅広さは持っていますが、しかし市民と行政の協働のまちづくり全てをそれによって規制するだけの力もなければその領域を覆うものもありません。ましてや今回の条例はその全部を覆うような憲法になったらそれこそ大変で、こういう委員会を3年間ぐらいやらないと作成は不可能と思われる。しかし今回この条例をつくることによって全てをカバーしないで、まず動くにあたっての第1コーナーとして、何を開いたら良いのかというような位置付けぐらいで考えたほうが良いと思います。

それからもう一つは、市民と行政の協働のまちづくりをしていくためには法律や条例だけではなくて、様々な広い意味での制度というものが必要になってきます。制度は、法律の他にも習慣や伝統、いずれにしても人々の行動を一応縛ったりする制約条件になってくるものです。また市がつくったものでも条例の他に規則や要綱がありますが、それらは例えば施設の利用者に対してなど、部分的にしか規制はないものです。一方で国がつくったものとしてはNPO法があるわけですが、しかしNPO法も全てカバーしているわけではなくて、NPO法にかからない市民活動団体もたくさんあるわけですから、そのようなかたちでの、いろいろなものが組み合わさって、相互に影響し合っていくのだと考えてまいりますと、今回の条例に全てを託すのではなくて、これから先、必要に応じて市民たちがお互いにつくっていくことができるものもたくさんあるのではないかと思っています。従って、そういうような体系の中で、市の条例の中でつくるべきものは何かということを考えていきたいと思っています。

それを考えた時に、私などは個人的に窓口というアイデアはなかなか第一歩には良いなという気にだんだんってきているのですが、一応そのような体系をイメージしているということをつけ加えたいと思います。少しその辺についてもご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。

長澤委員

入り口に対してはそんなに評価・検証は問題ないというようなお話が先ほどありましたが、事業をやったり、お金をつかったりしないということならそうかも知れませんが、その窓口がちゃんと機能を果たしているか、コーディネートしているかとかということをチェックする機関として、評価機関が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

伊藤委員長

その問題は、窓口機能を具体的にどうつくるかというところで考えたいと思います。前回からあがっているものの中で、とりあえず議論が落ちているもの、あるいはもっとこの辺を注目していかなくてはまずいというものについてご指摘、ご意見がありますでしょうか。

社会状況の変化に応じて、特に市民と行政との協働については、これから国の方でもまた新しい法律ができる可能性もあると思いますし、環境問題、福祉問題、あるいは国際化が進む中においてどんどん状況が変化していくと思います。そういう状況の変化にきちんと対応できるような協働体制のための条例にしておかないとまずいということで、全てを覆う必要がないかわりに非常に小回りが利くようなものを目指したいと考えているわけです。そういう全体のイメージをもう一度確認し合っておきたいと思っています。鈴木さんもこの辺は随分心配でご意見を寄せられています。

鈴木委員

おっしゃる通りで、簡単な言葉でいけば、条例ができた時に、その条例を保障するというような言葉で表したら良いかなと思いますが、そういうものがどのように確保されるのであろうかということについて大変関心を持っております。これは大変実効性があるのではないかなと思うのが、先ほどから議論されております、窓口を含めて行政側のシステムです。そういうものがあるということは、これが保障されているという1つの確かな手ごたえになるという点で、条例の中にど

うしても存在させないといけないなと思っております。

山中副委員長

私もNPOをやっているなかで、括りというものが欲しいとずっと思っていました。やはり先ほど言っていた政策提言はどこへいったらいいのということがあります。今日の広報も見ましたが、今度のタウンミーティングの窓口は行政経営課と書いてあります。電話ぐらいならいいですけど、誰が行政経営課へ行きますか、というほど結構遠い存在なのです。ですから北野さんがおっしゃったように、本当に少し市民活動をやっている方はなかなか来られません。NPOも行ける、小さな市民活動家でもその場所に行けば何かつかめる、そういう窓口をオープンしていただきたいです。本当に始めの一步で、私は何が欲しいかというと、そういうところが欲しかったのではないかと思います。

それと協働というかたちになった時に、皆さんがおっしゃったように起承転結でNPOは全部丸見えです。1年間の事業を全部見られます。しかし、臭い市民活動家もいると思うので、やはり事業報告書は必ず提出するようなシステムが必要です。そうすると、これだけの書類を出せば参画できるし、やばいと思ったら止めれば良いのです。それと、行政と市民活動家のサクセス事例は絶対に欲しいと思うのですが、せっかく条例をつくるのだから、使い易い条例にしてほしいなと思います。

伊藤委員長

例えば窓口といっても、具体的にどういうことをするのか、どういう機能を持っているのか、どういうところに設置するのか、あるいは窓口立つ人はお役人なのか市民なのかとか、そういったことなどはある程度明確にしていかないと駄目だと思いますが、非常に細かいです。そこで、そこまで条例に書く必要はないわけですが、それは規則で良いわけですが、少なくとも骨子になる部分はきちんと規定させないと、了解事項が違ったというかたちになってしまいます。それを少し明らかにするために、窓口の仕組に関する提案をベースに議論していきたいと思います。最後は基金に関して議論をして、一応その案プラスもう1案ぐらい出すかどうか、とりあえず公聴会に向けてこの検討委員会としてどういうキーコンセプトにするかということだけ今日決めたいと思います。その後、1時間ぐらいワーキングの方には残っていただきたいと思います。そこで、絞られた結果を具体的に次の公聴会に

向けて、少し文章化していきたいと思います。もちろんこれは行政の方にも協力してもらおうと思いますが、全部行政にお任せする訳にはいかない。これだけ生意気なことを言っているわけですから、私たちが責任を持って作業していくかたちで具体的な段取りを打ち合わせしていきたいと思います。ワーキングの方に限定する気はありませんので、ワーキングチームじゃなくても今日は非常に重要だから残るのだという方は是非残っていただきたいのですが、都合がつかない方は構いません。

まず、市民協働推進条例における行政セクションについてという提案を、青山委員から説明していただいて議論したいと思います。

青山委員

前回のワーキングの最後に、キーになるコンテンツとして僕は行政セクションと書きました。この委員会で行政側の立場として運用するにはどのような機能を盛り込んだら良いのかという角度の意見も是非聞きたかったのです。皆さん考えてきていただいたと思うので、できたらそれを並べて議論いただけたら良いかなと思います。

特に窓口というと、最初の入り口だけのような感じが少ししてしまいます。入り口でしっかり間口を広げて入りやすいようにしてもらって、バリアを低くしてもらうのが良いのですが、一旦それを行政内に取り込んだ時には非常にそれは厳しく、真摯に各セクションと横断的な情報交換をしてもらったりして、実際の行政に生かしていただけるというような意味で、窓口というよりは行政セクションというようなイメージで書かせていただきました。

一番の趣旨としましては、市民協働についての行政の担当者を明確にさせていただいて、市民協働の推進とその独立性を確保するというところで、いろいろな課と横断的に対応ができるような独立性を行政内で確保していただきたいなということです。

持っていただきたい機能としましては3つ上げさせていただきました。1番としてファシリテート機能、2番としてはアドボケート機能、3番としてはモニター機能として第三者機関があるべきだと思うのです。第三者機関がなくても行政機関内でそれが上手く機能しているかどうかをセルフモニタリングしていただくような機能をセクションに付与していただけたら良いなと思います。

その構造としては、市民協働を現地点である程度理解していただいている職員を配置するというのはもちろん必要と思うのですが、現時点での行政経営課のスタッフがそのまま横滑りになるのではなくて、

今後パートナーとなることを予想される課の人を積極的にそこに登用していただいて、実際に成功、もしくは不成功体験を共有してもらおうというのが重要な構造かなと思います。

例えば市民から職員を公募して担当してもらったりするということが財政的にできるのであれば、それこそが市民協働かなと思いました。よくよく考えたらこういう委員会も実際、市民協働でやっているのだということに気付いたものですから、実際に私たちも市民側として、特に行政のシステム的なお話ですので行政側の意見を是非聞いたり、ディスカッションをしたいなと思いました。

伊藤委員長

これは青山委員だけではなくて私も含めて、もし案をつくれたらつくりましょうと言って、私は別の方の案しかつくる時間がなかったののでやってこなかったのですが、長澤委員もメール等で青山委員にお伝えしたと思いますので、少しその辺のご意見をお願いします。

長澤委員

私が考えたのは、より市民参画に近くなってしまうので、アドボケート機能がどうしても強くなってしまふのだなと思いつつ、まあそれでも自分のスタンスでと思って書きました。趣旨としては市民の声が届き、一緒に考えるための条例というようなところで、機能は具体的な市民参加の手続きを担当するセクションということです。本当にアドボケートだけだと思ってしまうのですが、中には積極的な情報提供をするとか、そういった働きもそこに含めてもらおうと良いかなと思います。評価・検証に関してはやはり第三者機関、それは青山委員のそのままが良いと思います。とても大切なことだなと自分が思ったことは、市民、市民活動団体、事業者、行政が対等であるということです。協働をする、しないに関わらず提言や提案ができるということです。あとは行政主導にならないことです。そして条例ができてしまったために、排除されてしまうものが生まれないように注意するということです。先ほど佐藤さんがおっしゃったように、嫌になってしまったり、辛い思いをしたりということが、条例ができたために余計増えてしまうことがあると、私たち委員もとても辛いことなので、そこがやはり一番気になります。ですから、そこがちゃんと機能しているかどうかを見続けていく必要もあるのではないかなと思います。

伊藤委員長

今、長澤委員が述べられたポイントは仕組にはならないのですが、仕組をつくる時のチェックリストとしてそういうことが起こらないようにするという意味ですごく重要なポイントではないかなと思います。午前中、行政側とその辺を打ち合わせしているので、事務局の方からも少し補足していただきたいと思いますが、その前にこの青山委員の提案に対して、もう少し質問、ご意見を出していただこうと思います。

佐藤委員

機能のところ、ファシリテート機能というのが最初にあるのですが、これは先ほど青山委員が私の意見に対して説明してくれたことだと思います。どんなかたちの市民活動団体であれ、協働の機会が平等にあれば、時にいろいろな協働にあたってわからないことがたくさんあるので、そういうところは是非相談窓口に見つけようというふうになっていくと良いかなと思います。ただ、このファシリテート機能が果たして市の職員だけが担うことで実現できるのかどうか。実際にまちづくりセンターや、西部パレットに関しても、できれば市民活動をよくわかっている方が窓口立つとか相談業務をやるということが求められていると聞いております。これが、市民から職員が公募できると良いのですが、そこまでは厳密に条例では触れられないのかなと思います。このファシリテート機能というのは大変必要だなと思います。

鈴木委員

窓口を期待するものは、その団体や個人の成熟度によっても様々だと思います。窓口ができた場合の話をしていただきますけれど、そこに行政の方でよくわかる方がいてくださるというのは、これは青山委員も書かれているように当然のことです。ただ、私レベルで感じていることは、やはり行政の方は、協働やまちづくりのことはある意味では大変なプロなわけですね。市民活動家もまた逆の意味でそれぞれ市民活動に関してはプロと言うよりも、やはり思い入れが非常にあって、これがしたいという強いものを持っているわけです。

そこで窓口が存在するということがまずとても大切で、そこにどういった機能を持たせるかということもやはり考えるはおかなくはないことには入ると思いますが、こちら側の要求をしっかりと聞いてくださって、もしそこに自分の専門でない要求が起こった場合にはそれを処理できるシステムが必要です。例えが適当かどうかわかりませんが、救急医療センターのようなところに怪我をして行ったら内科のお

医者さんがいたという時はどこかにまわしてあげますよという機能がありますよね。そういった具合で庁内にそれぞれの分野のプロがいらっしやるわけですから、連携をきちんと取れるようなシステムが必要だと考えると、私は現在のところは、まちづくりセンターにしてもパレットにしても大変存在意義はあると思っております。

その1つの例といたしまして、私ども小さな会が何かをしたいという時に相談を持ちかけると、必ずしもその活動のプロでなくてもいろいろな行政として何ができるか、どういう協力ができるか、予算的にはどこまで応援できるかということも一生懸命考えてくださいます。ですからパレットにしても、まちづくりセンターにしてもやはり私どもがどうやって使うかということが大切だということも感じています。そんなわけで是非、そういう窓口が欲しいなと思っております。

伊藤委員長

北野委員、石田委員、この青山さんの提案を読まれて、その感想でも、ご意見でも、あるいは追加すべき提案でも構いませんのでお願いしたいと思います。

石田委員

窓口は必要だという皆さんの意見ですので、それは当然なのですが、そこからこの条例をどこまで広げていくか、それによってものすごい縛りになったり、非常に緩やかな規定になったりということがあります。切り口を窓口に置くということは非常にいいですが、どういう書き方をするかはすごく難しいなと思っております。

それから私もこの審査機関、第三者機関は非常に必要だとは思いますが、誰が一体それを審査するのだろうと思います。今、審議会というものも結構あって、私も委員をさせていただいているところもあるのですが、ただの承認だけで何の議論もされずに出されたものは即通ってしまうというような審議会が多いです。それを見直そうという動きもある中で、これを一体誰がやるのだろうということを考えるとそれはそれで難しいということを感じています。したがってここに書かれているようなことは本当に必要だと思いますが、どういうふうにかたちにしていくのかということは非常に難しいということを感じております。

北野委員

私もやはり監視するといった機関は必要だなと思いますけれど、本

当に誰がやるのかとなった時にどうしたら良いのか、そこら辺がまだ頭に全然浮かびません。

それとやはり窓口の公正さというか、やはりNPO法人を取っているグループと、取っていないけれどもそちらの方が例えば古くから同じことをやっているグループがあるとしたら。普通その担当の人は、古くからやっている方のほうがわかっているのですが、やはりNPOを取っている方がいいねとなると、なかなか公正さが出てこないのではないかと思います。結局そうになると、やはり自分たちもNPOを取らないと同じように昔からやっても向こうに取られてしまいます。そうするとまた困るねということを知ったものですから、市の職員だけで、例えばそれこそ市民から公募した人たちには権限がないと、結局は市の職員だけの考えになってしまうと思います。公正をどのように確保していくかをどのように持っていったら良いかなと思っております。

伊藤委員長

ありがとうございます。今朝やはり事務局の方と話し合っている中で、この案について率直に事務方の声も聞いていますが、まず行政内のセクションとしてつくと事務局の方は受け止めましたので、急に例えばそういったものをつくるのは難しいということです。当面、行政経営課の市民協働グループで、このような機能を考えていくというかたちでしか対応できないのではないかというお話をされておりました。

私の方としては、それだとどうしても外部から見えない、つまり行政内においてはそういったものを行っているという意識はあっても、市民活動団体からはそれは当然見えません。そういう意味で例えば1つの具体的なものとして、他の市では市民活動支援センターのようなものをつくっています。これはほとんど箱ものになってしまっていますが、むしろ浜松においては例えば市民協働推進センターというのを人的組織として考えてみる、これは行政経営課の市民協働グループが管轄はしますが、一応行政の外につくった方がやはり良いのではないだろうかと思っております。それが例えばまちづくりセンターにつくられるのか、あるいは違うところにつくられるのか、これはわかりません。

またその辺については、多分この条例では書かなくて、条例に基づいてその設置のための検討委員会だとか、そういう方向に行かざるを得ないと思っております。いずれにしても、そのような機関に外部からも職員を公募までするかどうかわかりませんが、イメージとして機関の設置というものが想定されるかもしれません。そういうかたちでい

きますと一種の設置条例になるわけですが、箱物の設置条例ではなくて、機関の設置条例に近いかたちでつくっていく方法があります。そしてその機関の果たすべき役割を、例えば青山委員の出された3つの機能等をつくっていく、それからその機関自体がガバナンスされなければいけませんので、そのガバナンスを行政がするだけではなくて、市民がしていくための仕組として評価のための委員会をつくるのか、あるいはその機関が何らかの法人格を取れば、理事会がするというやり方も当然あるわけです。評価していく仕組というものも、いわゆる理事会型の一種の内部評価です。それから完全に外部の第三者機関が評価する方法があり、これはどちらが良いかというのは議論の対象になってくると思いますが、何らかのかたちで評価する機関がやはり必要だろうというようなイメージで案をつくることのできるのではないかという話はしていました。それについては行政の方ももう少し検討してみたいというかたちになっていまして、まだ明確なかたちのものは見えていません。いずれにせよもう少し内容をきちんと詰めていかないと見えてこない部分はあると思います。

もう1つ重要なものとして、今、石田委員と北野委員から出された中で、協働のタイプの問題が結構あるのです。どういうものをこの窓口で受け付けていくかというかたちですが、多分大きく分けて4つぐらいのパターンがあるのではないかと思います。

1つは例えば情報開示を求めてくる、例えば市民活動団体にしても一個人の市民にしても、浜松市の今の施策についてもっと詳しい情報を知りたいということで、今まででしたらもちろん広聴広報課の方でもやっていたと思いますが、もちろんこういった窓口でも当然問い合わせは来るだろうと思います。それがなければ協働は始まらないです。

それから2番目のレベルとしては情報を求めるのではなくて自分たちの提案とか提言を持ってくるという、いわゆる政策提言に近いかたちのものです。場合によってはアイデアという部分もあるかもしれませんが、今までもご意見箱だとか市長のタウンミーティング等でもやっていた機能かもしれませんが、そういったものがそれだけではなくて構造的にきちんと受け付けられる仕組になっている。

それから第3に、市民活動団体が様々なサービスを受取るための情報窓口、例えばスペースを借りたいとか、あるいは印刷機を借りたいといったような活動センターでやっているサービスもあると思います。あるいはマネージメントのコンサルティングや、集会の案内など、そういう意味での相談も含めた窓口機能があればと思います。

それから4番目が多分狭い意味での、例えば事業委託も含めて行政と協働を行っていくようなかたちのものです。

ですから本当に単なる、こういったことを知りたいのですがというレベルから、一緒になってこのようなイベントをやりませんかというかたちでその担当セクションを紹介してもらって、そしてそこで協議に移っていくものまであります。特に青山委員が出しているところのモニターやファシリテーターというものは、いずれにせよ様々な提案を持ってきたり、あるいは相談に来た人たちに対してきちんと応援してあげて、その人たちが途中で、まごつかないようにその人のやりたいことについてきちんと応援していくような機能というのが当然あると思います。

次に提案等については、その提案がきちんと施策に反映できるように支えていくという機能が求められます。それから3番目にモニターというのは、特に事業型のものになってきた場合に馴れ合いが起こったり、あるいはある段階からブラックボックスに入ってしまうことのないようにしていくことです。あるいは最後の評価にもつなげていくようなかたちで点検していくという機能も必要になってくると思います。

このように協働の窓口は、扱う業務によって対応が随分変わってくるのではないかと思います。これを全部網羅的に書くわけにはいかないのですが、一応幾つか想定できるようなものについて、チェックリストを用意していかないと条例の中で最低限の骨組みができてこないと思います。こういったものを少しブレイクダウンしていくと、窓口について6条ぐらいにわたって書いていくようなかたちの骨子ができていくのではないかと思います。そうするとその辺に向けて行政は広い意味での市民活動団体に対する接し方や、あるいは市民活動団体は差別してはいけないといったかたちのものが責務というところで書かれていき、それから市民活動団体の責務としては、匿名の投書や、インターネットなどで無責任な誹謗中傷があるケースがあったりしますから、少なくとも提案を持った人間は自分の立場を証明するものを持って行かないとまずいと思います。そういう意味で例えば、話を聞きに行った人たちに対して身元を明らかにしろとそこまでは要求する必要はないと思いますが、一定程度政策提案から更に事業提案までになってきますとやはり身元を明らかにしなくてはいけないということはある面では当然かもしれません。そこまで細かいことはここで書くことはないのですが、そういう原則のようなものが多分市民活動団体の

責務の方でも入ってくるかもしれません。

事業者の責務は何が入ってくるか今思いつかないですが、そういうものが入ってきて徐々に骨子につながっていくという気がしています。今私の方で感じているイメージをざっと述べてみたわけですが、この辺についてもう少しご意見を聞いて詰めていきたいと思います。

その前に少し事務局の方として私が述べたことが若干違っていたりすれば報告していただきたいと思います。この条例に盛り込んでいく内容として相応しいかどうかということも含めてお願いします。

杉山企画部副参事

市の窓口というお話がありましたが、市民協働グループが行政経営課にできてこれで3年目になります。係相当になるのですが、組織としてきちり位置付けたのはこれが始めてです。本来うちのグループへ来れば、そういった先ほどから出ている調整機能も含めてご案内したり、あるいは協働に係る事業について調整したりする役割を本来担っていると考えています。しかし、昨年度市民活動基本指針をつくりましたが、初年度は少なくともNPO団体が市内にどういうふう是否存在するのか、そういうことからの一連の情報収集、そのようなレベルでのスタートだったわけです。今年度は条例制定ということで、将来的な目標として、こういう機能を兼ね備えていくことの役割を行政経営課が本来担っているのだと思います。しかし、そういう環境整備の段階というような状況にあるというのが現状だと思います。それが外から見た時にどこに行ったら良いかわからないというお話になってくるのだと思います。このように考えていった時に、先ほどから出ているようなお話が実際にどういうかたちで組織の設置ができるのかというのはまだ現時点では具体的に申し上げにくいということです。

伊藤委員長

少し確認しておきたいのですが、今のような議論は、例えば事務局としては全く今回の条例の対象としては想定できないというお考えなのでしょうか、あるいはつくり方によっては可能性があるとお考えなのでしょうか。全く無いのだったらやっても意味がないということも実はありますので。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

どういったものが組織に加わるかによって可能かどうかというところを検討していくことになると思います。杉山の話にもあったように、

市民協働グループというのも従来なかった概念を組織として設立させているものですから、それからすると2番目の政策提言機能のところで見合うかは別にしても、1番とか3番というのはこの市民協働グループで担うべきものかなというように思います。ただ、内部組織の中で本当に求められている役割が果たせるかという議論の中で、やはりどうしてもそれは外に出して外部からやらないと目的が達せられないということであれば、これは設置についても検討していかなくてはならないと思います。皆様のご意見がほぼそういう方向になっているという点は認識しているところですので、少し時間をいただいて、この議論の行方を見守りながら検討していきたいということでご理解いただけたらと思います。

伊藤委員長

ある面では行政経営課の市民協働グループをもっと強化しようという案ですから、行政の立場として今のご時世で自分自身を強化する案を事務局から出しにくいということもあると思いますので、少し歯切れの悪いお答えだと思いますが、いずれにせよもっと具体的に見えてこないと難しいと思いますので、もう少しこの辺についてご意見があれば出してください。

青山委員

市民活動を推進する条例なのか、市民協働を推進する条例なのか、かなりこの辺のキーワードだと思いますが、行政の内部に切り込んだ条例が必要だというふうに落ち着いたワーキングの流れから言った時に、市民活動自体は元々自発性のある活動ですから別に条例で縛ったり、促進しなくても市民団体自体がネットワークをしていたり、現場のニーズを解決したりする実績を持ったりして活性化していくと思うのです。ですから今回行政が市民協働ということを出すに当たっては、やはり内部に踏み込んだ話に持っていかないといけないと思います。今のお話を聞いて少し残念だったのは、こちらもわからないなりに、内部にこんな機能があったら良いのではないかというのがイメージできているわけですが、現時点でそのイメージが行政側から上がってきていないということです。ここに現実の問題があるような気がして、行政経営課でこうであったら、もっと温度差のあるセクションはどうなのというところを考えると非常にさみしいなのというのが率直な意見です。ですからここから先の議論をやはり行政の内部のことをわかった意見で出していないと、つくったものが現実に合わな

ということになります。厳しい言い方をしたらこのキーコンテンツは行政を縛るものであったり、行政の意識を変えるような条例に仕上がっていくようなかたちになっていくように思うものですから、ここから先は行政側に対しては非常に厳しい議論になるだろうし、行政の担当の方もやはり自分たちの問題としてご意見をいただきたいというのが率直な意見です。

長澤委員

市は協働をする気があるのだから協働推進条例をつくるのでしょうか。でも今のお話を聞いていると、「ここまでは良いけど、ここから先は来ないで」、「協働する相手もこちらから決めるわよ」というふうになってしまうのではないかという危惧を持ちました。

伊藤委員長

行政で責任を持って進めている事業に関して、責任を負っていくのは行政であり、行政が最終的には決定するということは必要だと思いますが、そのプロセスの中で市民からの声や具体的な提案、あるいは実際決まったものがどう動いていくか追跡していくような部分というものに対して、もっと市民は参加していく権利はあるということで、この市民協働条例というものの考え方ができているのではないかと思います。そういう意味では、そういう原則などはきちんと条例の中でうたいつつ、他方できちんと扉を開けられるところは開けていけるようにしていくことをまず大前提で進めていきたいと思います。

しかし具体的な問題としてどのような仕組みをつくるのか。例えば現在、行政改革の世の中で新しいセクションをつくるだとか、あるいは第3セクターで新しいものをつくるといった提案になってしまうと、これ自体すごくナンセンスなものになってまいります。なるべくスリムでしかも効果的に機能を果たせるようなものをまず私たち自身がイメージできるのか、提案できるのかということもこの委員の方に課せられた課題だと思います。この内容については北野委員、石田委員の方からご意見があれば出していただいて、なければ後でワーキングの方でもう少し詰めていきたいと思っております。

とりあえずもう1つ私のメモの方、これはあまりメインにしたくない案ですが、とりあえず考え方の提示として説明だけさせてもらいます。非常に複雑な案にしてしまったのが大失敗なのですが、基本的には1つのコミュニティ基金というものをベースにして、3つぐらいの市民と行政の協働のパターンをつくれるようにしていきたいというの

が狙いです。機能のところは3つ書いてありますが、かなり狭義の協働になってきます。市民が企画し発案した協働事業というものを提案していきます。そしてそれを実際に協働で実現していくための仕組みづくりを保障するシステム、ただしこれはそんなにたくさんできないと思いますから、年に1本か2本ぐらいたと思います。そういうモデル事業というものをつくるようなことを考えていきます。

それから第2が、もっと若い、出来たての市民活動団体に対してスタートアップ助成を行っていくことです。ただしこの助成についてはお金をあげるというよりは、例えば融資のようなかたちでいきたいと思っています。

それから第3が、一般の個人の市民、あるいは事業者たちがそういった仕組みに参加できるというかたちで、寄付という行為を通してそういう協働事業に参加できるような仕組み、これらを併せ持つようなものができるかというかたちで虫の良いことを考えたために、非常に複雑なものになってしまいました。一応、大きくは杉並方式の基金と、神奈川県でやっている協働事業負担金の仕組みというものを足して2で割らなかったというようなものになっています。基金の方は杉並方式で、言ってみれば自治体基金として設けます。そしてその基金に市民から寄付を募ります。その寄付も杉並の場合は具体的な団体に対しての寄付ですが、こちらの方は具体的な事業に対しての寄付にしようと思っています。その具体的な事業は何かというと、協働事業というかたちでつくられていくもので、神奈川の方式と同じように様々な市民団体からまず協働事業というものの提案を募集します。そしてそれを市民と専門家等で作られた委員会が審査して、相応しいものをまず選びます。そして選んだ事業について担当セクションと市民活動団体が協議を行って、具体的な計画にしていきます。そして役割分担等をつくったりしていきます。そしてそれがもう1回審査委員会の方へまわされて了承されたものについて、実行が一応認められるわけですが、ここから神奈川と違うのです。神奈川の場合には県の方が負担金というかたちで基金からお金を出してくれるのですが、こちらはもっと厳しい条件をつけまして、その団体がどういう事業をやるという協定書を基に寄付を集めなくてはなりません。その寄付をこの基金を通して集めるというかたちで、寄付する人間は指定寄付扱いで少ない額でできます。そしてその寄付に対してその倍額ぐらいを、行政が助成金や委託金でなく負担金として出します。従って、あくまでその団体が市民を説得して寄付を集めない限りは、行政も負担金さえも出さないと

いう冷たい協力の仕組にしようと思っています。

こういうかたちでできないかというもののなのですが、それだけだと1～2の事例しかないですし、そういう提案に対して応募している団体も限られていますし、もちろん採択される事業というのは年に1本か2本、多くても3本ぐらいしかないだろう、しかも寄付を集める気がなかったら消えてしまうというような厳しい内容ですから、これ自体なかなか実現できないという欠陥を持っています。

もう1つの助成は、草の根の団体に対して基金全体の寄付金を原資にして、できれば無利子で貸し付けというかたちで支援していきたいと思っています。

そういうことによって寄付という制度をつくることと、草の根の若い団体と、かなり成熟した団体の協働の良い事例をつくるという、3つのパターンを何とか1つの条例にできないかと考えたのですが、少し絵に描いた餅だなという気は自分でもしています。ご意見がありましたらお願いします。

石田委員

個人的に、こういうのが実現できれば非常に素晴らしいと思います。が、まだ少し時期的に無理かなという気がする。社会情勢や市民の成熟度にあわせて徐々にこういうものも是非取り入れていきたいことではあると思います。先ほどの行政側の立場を聞きまして、市民からなかなか厳しいことがあったにしても、それをこの委員会で決めましょうというスタンスで行政側も取り組んで来られたわけですから、やはり行政側が譲ってといいますか、やはり私たちが提案したことを受け取っていただくという方向に進めていくべきだと率直に思います。ただ、ここに来ている委員は皆さん、私も含めてですが普段からそういうことに関心を持って、関わりもありつつ生活をしているものから、本当に一般の市民の方がどのように感じているのか、この条例が出た時にどういうふうなそれを受け止められるかということも常に頭に置いて考えていかななくてはいけないと思います。

伊藤委員長

ありがとうございます。とりあえずこれから先、各委員から出ているイメージを実現可能なものとして条例化できるかということについてお互いに知恵を出し合ってつくっていくという方向で是非やっていきたいと思っております。私の第2案の方というのは予備ですが、もし条例化するとしてもこのかたちでは当面は無理だと思っておりますので、

やるとしたら第一歩として杉並ぐらいの基金をつくっておいて、但し杉並のかたちだけで終わっていくのは寂しいと思っていますので、もう少しこういうものに向けて発展できるような余地を残すようなかたちでつくっていくのが無難かなというような気持ちです。この辺のものはサブ案にはしておきたいと思いますが、とりあえずワーキングの方では窓口といいますか、行政セクションをつくるというかたちの具体的な内容を、実現に向けて少し詰めていくという方向で進めていくということによろしいでしょうか。

青山委員

基金をつくるということは非常に重要なことだと思うのですが、神奈川のようにこういったものをつくるにあたって、制度的には例えばこれは行政窓口、行政セクションをつくってそこが今後こういった基金を作成したり運営していったりするというような可能性を残すのは可能なのか、つまり条例に最初からうたっておかないと後からつくったりやっていくことは無理なのか、その辺の仕組みを教えてほしいのですが。

伊藤委員長

この辺はどうですかね。例えば神奈川の場合には活動センターというものは条例でつくられたセンターではありませんので、多分県の内部セクションでやっていると思いますが、最初のうちは基金なんて無かったわけです。それで5周年か6周年になって新しく基金がそれに加わって、その基金の管理もそこがやるというかたちになってきますから、運営の仕方としては今回の条例に入れなくても新たに別の条例をつくって、その管理を窓口の団体がやるというかたちにするとすることは十分可能ではないかと思いますが、どうでしょうか。

杉山企画部副参事

必ずしも基金というかたちで明定しなければいけないものではないと思います。例えばこの提案のかたちの事業執行をする場合に、財源を基金というかたちにするかたちと、通常の毎年予算化する一般財源でやっていくかたちもあろうかと思います。

青山委員

わかりました。

山中副委員長

質問ですが、他都市の条例を見ますと、池田にもサポートセンターといったものがあります。条例でサポートセンターを置くとうたっていますけれども、設置条例か何か別につくっておくのですか。

杉山企画部副参事

そうですね。今回の話で言えばまちづくりセンター、これは設置条例を設けています。公の施設については設置条例が必要になります。ですから先ほどのお話は、行政機構としての一組織のお話だと思います。

山中副委員長

それでは例えばまちづくりセンターの中にそういう窓口を設置してくれるということですか。

杉山企画部副参事

そうですね。先ほどのお話ではそうだと思います。

山中副委員長

私もそれは既存のもので良いと思います。

伊藤委員長

サポートセンターにするのか、行政内部につくるのか、いろいろなやり方があると思いますが、組織をつくる場合に日本の場合には条例は関係ないのです。箱物の管理・運営をする場合に条例が必要になっています。今回考えている窓口の機関というのは箱物にはしたくないということがありますから、元々条例になじむものかどうかわかりませんが、しかし新たな機関をきちんと条例で役割を決めてつくるといっても、やってはいけないということはどこにも書いてありませんので、やらなくてはならないと書いていないからやらないということはないわけで、その中間というものを考えた方が良いと思っています。

北野委員

私も先ほど基金の話聞いていまして、やはり行政だけがお金を出すと行政側もどこからチェックされるところがあるので、どうしてこういうところに出したのだと言われたくないために、こういうところに出しておけば安全だろうというかたちで行政側が決めるということになってしまうのではないかと思います。やはり市民とかそういう他の方がお金を出して、そうすれば行政がその不足分を負担金のよう

なかたちで出せば、お互いが出しているということで、行政側からこというふうに決めるということはないのではないかと思います。そういった意味も含めて将来はそういった基金ができれば良いかなと思います。でもそうするには市民側も意識をもう少し高めないといけないのではないかと思います。

伊藤委員長

確かに神奈川の場合も、それから静岡県は基金ではありませんが、NPOアイデア事業募集ということをやったりしていますが、窓口になるところがはっきり見えています。県の場合も推進室が県庁の外にあって、あそこに提案を持っていけば受け付けてくれるという意識がありますし、神奈川の場合も5年間、6年間、もっとも最初に県民サポートセンターをつくって、もちろん県の職員が中心ですがずっと活動をしてきました。公設公営としては非常に良い活動をしてきたというところがあるわけで、それなりに市民から信頼を得ていますから、事業提案が出てくるという話なのです。やはりそういう信頼関係や窓口というものが明確になって、日常的に付き合いあって初めて協働事業が生まれてくるということを考えてみますと、まず出発点は私自身も窓口づくりが第1段階かなと思います。そして次のステップとして基金や、あるいは他の具体的な施策が始まってくる、こういうかたちでいくのが健全な進展の仕方ではないかなという気は個人的にはしています。

従って先ほど言いましたように、事務局の方は若干じっくりこないところがあるかもしれませんが、今こういった委員からの声をどのようなかたちで現在の仕組の中で生かせるか、またそれを生かしていくために最低限しなくてはいけないガイドラインを明確にしてほしいと思います。しかしこの部分については少し妥協せざるを得ないことについてはご理解をしていただきつつ、少し残された時間はそれで詰めてみて、メール等で一応確認をしていただきたいと思います。また当然、公聴会に出す案は最終案ではありませんので、そこで多くの市民の声を聞きつつ、また修正を図っていきます。従って基金についても今回の案ではないですが、将来の展望として公聴会の中でも一応説明していけるようにしていきたいと思っています。

青山委員

今の件ですが、現状であっても行政担当者が過去の付き合いでなあなあに発注していたりするという事は建前上多分ないはずというこ

とになっています。ですから新規で今から仕組づくりをということで、条例で考えなくてははいけません。今何か違法的にやられているということでは決してないのですが、それが結果的に第三者的に見た時に、市民協働というかたちにはなっていないというのは、先ほどから長澤さんが言われるように、基本的な必要条件である情報公開等がきちんとなされていないのではないかとこのところにかけていると思います。したがって、その辺を踏まえて仕組づくりをというところを本音で話しをしていかないといけないのかなと思ったので少し補足をさせていただきました。

3 その他

伊藤委員長

それでは検討委員会の方についてはこれで終わりたいと思いますが、最後に1つ、今日の資料の中で附属機関等の設置及び運営の改善についての基本方針が入っています。先ほど少し私が言いましたように、今行政の方でも様々なかたちでやはり条例以外の手法も使って改革を目指しているというものですが、一言解説をお願いしたいと思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

附属機関等の設置及び運営の改善についての基本方針についての説明

4 閉会

伊藤委員長

ありがとうございました。以上で、第3回浜松市市民協働推進条例検討会議を閉会します。